

稚内港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和7年11月

稚内港港湾管理者
稚 内 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成26年 2月 稚内市地方港湾審議会

平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会

の議を経た稚内港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
土地造成及び土地利用計画	3

変更理由

北地区において、増大する旅客需要等に対応し、交流厚生施設の機能充実を図るため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

北地区において、増大する旅客需要等に対応するため、港湾環境整備施設計画を変更する。

緑地 面積 6 h a (うち既設 5 h a) [既設の変更計画]

〔 既定計画
緑地 6 h a (うち既設 5 h a) 〕

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

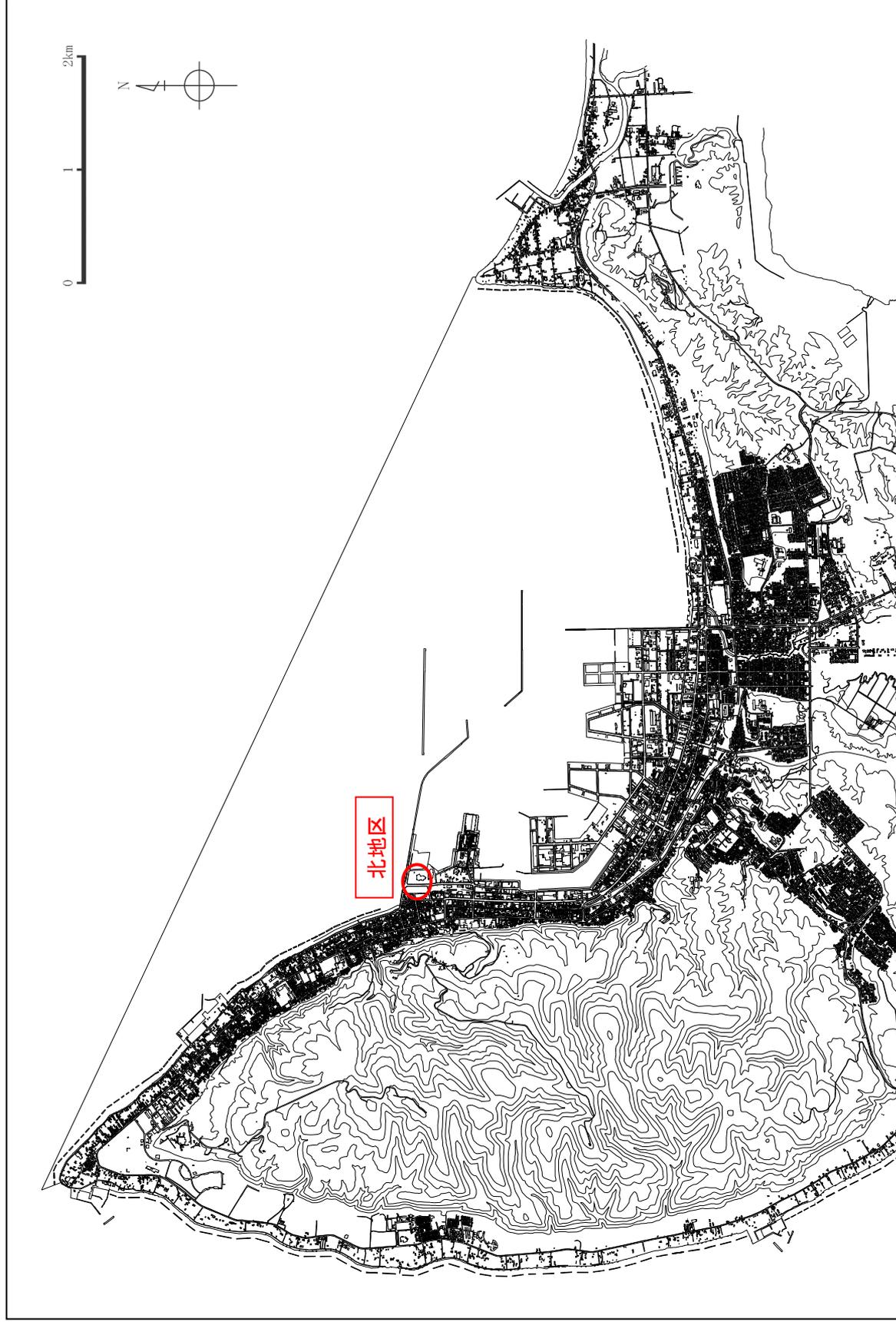
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面 処分 用地	合計
北地区	(8) 8	(5) 5	(4) 4			(3) 3		(6) 6		(25) 25

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

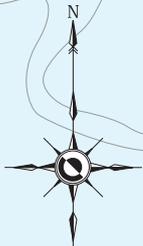
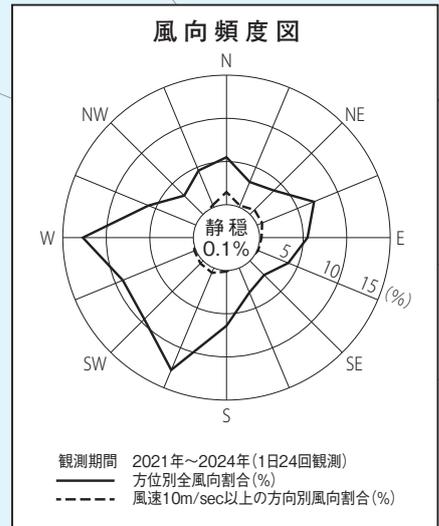
注3) 今回の変更に係る区域のみ記述した。

計画変更箇所位置図



稚内港港湾計画図(北地区)

凡 例	
	外 郭 施 設 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既 定 計 画)
	公 共 耐 震 強 化 岸 壁 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既 定 計 画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	緑 地 (既 定 計 画)
	緑 地 (既 設)
	交 通 機 能 用 地 (臨 港 道 路) (既 設)
	交 通 機 能 用 地 (臨 港 道 路) (今 回 計 画)
	そ の 他 の 用 地 (既 定 計 画)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)
	施 設 撤 去
	物 資 補 給 岸 壁
	海 岸 保 全 区 域



臨港道路恵比須線(区間A)
交通機能用地 0.4ha

北防波堤ドーム 427m

埠頭用地 0.6ha

埠頭用地 0.3ha

交流厚生用地 0.1ha

緑地 1.2ha

緑地 3.7ha

交流厚生用地 2.2ha

臨港道路北埠頭線
交通機能用地 0.1ha

緑地 0.7ha

埠頭用地 0.2ha

交流厚生用地 2.0ha

緑地 1.9ha

埠頭用地 0.3ha

港湾関連用地 1.4ha

埠頭用地 0.3ha

港湾関連用地 2.5ha

港湾関連用地 0.3ha

臨港道路中央埠頭線
交通機能用地 0.2ha

港湾関連用地 0.8ha

埠頭用地 0.3ha

埠頭用地 3.7ha

埠頭用地 2.6ha

埠頭用地 1.6ha

埠頭用地 0.5ha

1:5,000



稚内港港湾管理者